

関島社会保険労務士事務所便り

2012年
12月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
電話 : 03 - 3609 - 7668
FAX : 03 - 3609 - 5010
HP: <http://www.srseki.info>



(寒椿)

「再雇用拒否は違法」判決と雇用延長基準

60歳定年再雇用基準での最高裁判決

定年後の再雇用を決める際、会社側が不当に低い評価をして再雇用を拒否したのは違法だとして、兵庫県の男性が社員としての地位確認などを求めた訴訟の上告審判決が、11月29日にありました。

最高裁第一小法廷(山浦善樹裁判長)は「再雇用しないのは合理的理由を欠く」と述べ、会社側の上告を棄却したと報道されています。

男性に社員の地位を認め、未払い賃金分(月額19万円)を支払うよう会社に命じた二審大阪高裁判決が確定しました。

原告は、大阪府箕面市の電子機器会社に勤めていた岡田茂さん(64)。再雇用を希望したが、仕事ぶりを点数化して評価する社内基準を満たしていないとして、61歳を迎えた2009年1月以降の再雇用を拒まれ、訴訟となりました。

最高裁は、「会社は評価を誤り、低い点をつけた」と述べ、「社内基準を満たしている」とした二審の判断を支持したといいます。(朝日新聞11月30日より)

高年齢者雇用安定法は企業に65歳までの雇用確保を義務づけていますが、労使協定で社内基準を作れば再雇用者を選別することが認められています。

厚生労働省によると、全国で57.2%の約6万4千社が継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めており、再雇用を求めたが基準に満たないとして雇用されなかった人は5月末までの1年間で約6千人います(H24.10.18報道発表)。

この高年齢者雇用安定法は、「希望者全員65歳までの雇用」を定めています。平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めている事業主については、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者については継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めてよいことを認めています。

再雇用基準の策定を考えている企業は来年3月末までに労使協定を締結することが必要です。

また、今後はその基準の運用についても意図的にならないよう注意が必要です。

(参考) 老齢厚生年金の報酬比例部分支給開始年齢	
H25年4月1日～H28年3月31日まで	61歳
H28年4月1日～H31年3月31日まで	62歳
H31年4月1日～H34年3月31日まで	63歳
H34年4月1日～H37年3月31日まで	64歳

支給ミスが多い加給年金

「配偶者加算を誤って払ってしまったから返してくれという通知がきたが、使ってしまいどうしたらよいか」といった内容の問い合わせがありました。

誤って多くもらったときの年金の消滅時効は5年で、時効にかからない部分は一括又は分割で返還しなければなりません。

また、加給年金や配偶者加算に支給ミスが多いのは、その仕組みが複雑だからです。

加給年金の受給要件

加給年金とは、厚生年金受給者に支給される扶養手当（家族手当）のようなもので、次の要件を満たしていることが必要です。

① 厚生年金に20年以上加入

加給年金が受給できる人は、厚生年金を20年以上かけた人です。

② 本人と配偶者・子の年齢要件

この人たちが、65歳（定額部分が支給される人は定額部分が支給される時）から、65歳未満の配偶者や18歳（年度末）未満の子（身体障害の子は20歳未満）がいるときに支給されます。

③ 配偶者の収入要件

ただし、配偶者の年収がおおむね5年以上引続いて850万円（所得金額で655万5千円）以上あると支給されません。

加給年金額

配偶者	226,300円(月額18,558円)
第1子、2子	各 226,300円(月額18,558円)
第3子以下	各 75,400円(月額6,283円)

配偶者には特別加算があります

配偶者のある受給者に加給年金がでるときは特別加算が支給されます。特別加算額は昭和18年4月2日以降生まれの人で16万6,900円です。加給年金と特別加算を合わせて**配偶者加算**といい、39万3,200円になります。

この配偶者加算の支給期間は配偶者が65歳になるまでです。また、1級、2級の障害厚生年金には配偶者の加給年金が支給されますが、特別加算は支給されません。

配偶者加算の支給停止

配偶者が次の要件に該当すると、加給年金は特別加算含め支給停止になります。

- ① 配偶者のもらう厚生年金が20年以上（前同）あるとき
- ② 配偶者がもらう共済年金が20年以上あるとき
- ③ 障害年金をもらえるとき
- ④ 給与が高く在職老齢年金をもらえないとき

配偶者が65歳になると

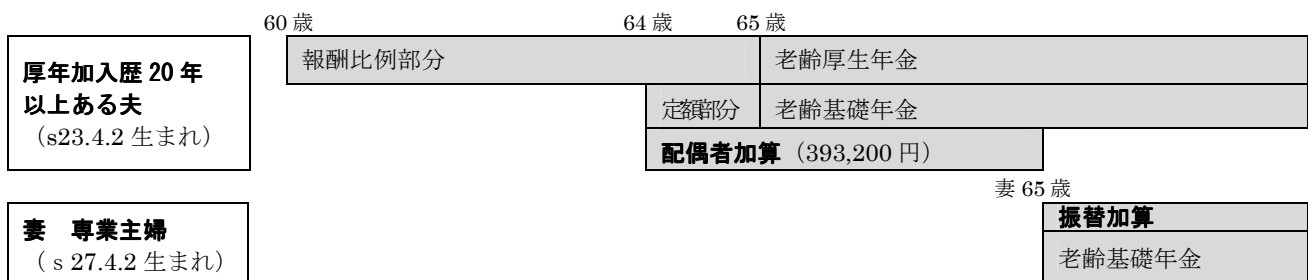
受給権者の配偶者が65歳になると配偶者加算はなくなり、配偶者に老齢基礎年金が支給され、振替加算が支給されます（下図参照）。

配偶者の生年月日	振替加算	月額
s21.4.2～s22.4.1	105,700	8,808
s22.4.2～s23.4.1	99,600	8,300
s23.4.2～s24.4.11	93,500	7,791
s24.4.2～s25.4.11	87,600	7,300
s25.4.2～s26.4.1	81,500	6,791
s26.4.2～s27.4.1	75,400	6,283
S27.4.2～s28.4.1	69,500	5,791

例図

配偶者加算と振替加算のしくみ

妻が65歳になると夫の配偶者加算はなくなり妻に振替加算がつく



雇用 保険

65歳以上で退職すると一時金になる

ハローワークに何回も通わなくて済む

高年齢求職者給付金

65歳以上の方は、原則として雇用保険の被保険者になりませんが、同一事業主のもとで65歳になる前から働き、65歳になった場合は、「高年齢継続被保険者」になります。

雇用保険の保険料は、毎年4月1日の時点で64歳以上の方は保険料の支払いが免除されますが、保険料を納めなくても65歳以降に働いた期間もすべて被保険者期間として計算されます。

そして、65歳以降に退職すると、受給できる失業給付の種類は、基本手当に代わり「高年齢求職者給付金」という一時金になります。

なお、65歳とは、65歳の誕生日の前日であり、65歳の前々日に退職すると、64歳の離職による一般の「基本手当」受給になります。

受給額はかなり少なくなる

高年齢求職者給付金を受けるためには、離職前1年間(病気等の期間があるときは最大4年間)に11日以上賃金の支払われた月が6か月以上あることが必要です。

また、基本手当とは異なり、失業の認定を1回受けるだけで所定給付日数をまとめて一時金としてもらえます。

ただし、高年齢求職者給付金として一時金で受給できる金額は、下表のとおり、65歳前と比べてかなり少なくなります。

高年齢求職者給付金 (65歳以上)	
被保険者期間	給付日数
1年未満	基本手当の30日分
1年以上	基本手当の50日分

失業の認定は1回かぎり

高年齢求職者給付金を受給するための手続きは、基本手当を受ける場合と同様、まず居住地を管轄するハローワークに行き、「求職の申し込み」をすることが必要です。

65歳以上を対象とした求人は全くと言ってありませんが、失業給付とされているところから求職の意思を示すことが欠かせません。

この申込みを行うと受給資格が決定され、7日間の待期期間終了後に失業認定日が指定されます。この認定日において失業状態であれば高年齢求職者給付金が一時金で支給されます。

なお、65歳以上でも自己都合により退職した場合は、7日間の待期期間終了後原則としてさらに3か月間の給付制限があり、その後に給付金が支給されます。

受給できる期間は、基本手当の場合と同様、退職日の翌日から1年間ですから、求職の手続きが大幅に遅れた場合は失業認定日から期限までに日数しか支給されません。

また、失業認定日までに就職が決まったときは就職日の前日までにハローワークに出向き認定日の変更手続きを受けておかないと給付金が支払われなくなります。

一般の所定給付日数 (65歳未満の場合)	
被保険者期間	基本手当給付日数
10年未満	90日
10年以上 20年未満	120日
20年以上	150日

●年金 2.5%減額法案成立

特例措置により 2.5%高くなっている年金額を本来水準まで引き下げる国民年金法等改正案が、16日の参院本会議で成立した。これにより 2013年 10月から 2015年 4月にかけて 3段階で引下げが行われる。年間所得 77万円以下の年金受給者に月額最大 5,000円を支給する年金生活者支援給付金法案も成立し、消費税増税と一体で 2015年 10月の実施を目指す。(11月 16日)

●不正防止、協会けんぽに調査権限付与

厚生労働省は、傷病手当金にかかる加入企業の水増し請求が増えており、これを防止するため、全国健康保険協会（協会けんぽ）に行政上の調査権限を与える方針であることが明らかになった。健康保険法を改正し、早ければ来年度からが加入企業の立入調査を行えるようにするが、一方で、健康保険組合へは調査権限を与えないこととする方針である。現行制度では厚生労働大臣の委任を受けた日本年金機構にしか調査権限がない。(11月 24日)

●初任給高卒 157,900円、大卒 199,600円

厚生労働省が「賃金基本統計調査」の結果を発表し、今年の大卒初任給が平均 19万 9,600円（前年比 1.2%減）だったことがわかった。一方、高卒は 15万 7,900円（0.9%増）となり増加に転じた。(11月 16日)

●70～74歳医療費特例を来年度より廃止

厚生労働省は、2013年度から 70歳に到達する人に順次、2割の医療費負担を求める検討に入った。すでに 70歳以上の人は 1割のままとし、これまで 70～74歳医療費を 1割としていた特例措置をやめる。消費増税を前に世代間の公平を求める内容だが、衆院解散・総選挙も絡み実現するかは不透明。(11月 10日)

●上場企業の希望退職募集が前年比 1.9倍

東京商工リサーチが、上場企業における 2012年の希望退職に関する調査結果を発表し、希望退職者数が 1万 6,779人（今年 1月から今年 7月までの公表分）にのぼっており、総募集人数がす

に前年（8,623人）の約 1.9倍に達していることがわかった。リーマン・ショックの影響が大きかった 2009年（2万 2,950人）に迫る可能性もある。(11月 9日)

●国内景気、後退局面入り兆しが鮮明に

帝国データバンクがまとめた 10月の景気動向指数調査によると、3カ月連続で悪化したことが明らかになった。業種別にみると、「製造・小売」などの 9業界で悪化し、唯一「建設」は 5カ月連続で改善した。悪化傾向は「製造」が 3カ月連続で悪化し 10業界中で最低となった。同社では「外需が弱く、内需も力強さに欠ける中で、国内景気は後退局面入りの兆しが現れている」と指摘している。(11月 6日)

●有給取得率 前年を上回る 49.3%

厚生労働省が 2012年の「就労条件総合調査」の結果を発表し、2011年の年次有給休暇の取得率が 49.3%（前年比 1.2ポイント増）だったことがわかった。取得率が 50%を下回るのは 12年連続で、政府が掲げている「2020年まで 70%」の目標には遠い。(11月 5日)

●配偶者控除の廃止は見送りへ

政府・民主党は、配偶者控除について、2013年度税制改正での廃止は見送り、当面は継続する方針を示した。民主党は 2009年の衆院選のマニフェストにおいて配偶者控除の廃止を掲げたが、4年連続で見送られる。(11月 3日)

●協会けんぽの保険料率

2013年度は 10.1%に

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、来年度の保険料率（全国平均）が最大で 10.1%となり、4年連続で引上げになるとの試算結果を発表した。2017年度には最大 11.5%になる可能性があり、その場合の 1人当たりの負担は今年度より年間で約 2万 7,000円増加する。(11月 3日)

